

南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 沼部 清伸 は、南陽市農業委員会委員総会を平成29年10月25日午後2時00分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招集委員 17名
2. 出席委員 16名にしてその氏名は次のとおり
1番 沼部 清伸 2番 高橋 誠一 3番 高橋 善一
4番 舩山 利美 5番 安達 芳紀 6番 小野 博
7番 遠藤 敬一 8番 佐藤 一志 9番 浅野 厚司
10番 高橋 隆 11番 錦郡 昌之 12番 島崎 栄一
14番 大武 伸彦 15番 峠田 一徳 16番 本間 仁一
17番 黒澤 ちよ子
3. 欠席通告委員 1名にして氏名は次のとおり
13番 大河原 清
4. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事務局 長 小関 宏司
同 上 事務局 長 補佐 大坂 登啓
同 上 振興係 長 嶋貫 幹子
南陽市農林課 農政係 長 小林 宏明
同 上 主事 堀之内 豊
5. 付議事件
日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告について
日程第4 議第45号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について
日程第5 議第46号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
日程第6 議第47号 非農地証明願に対する可否について
日程第7 議第48号 南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について
日程第8 議第49号 南陽市農用地利用配分計画案に係る意見決定について
日程第9 議第50号 南陽の農業の振興に関する計画（南陽27号振興計画）の策定に関する意見決定について

6. 会 議 の 要 領

(開会：ときに午後2時00分)

議長（沼部会長）

平成29年10月18日南農委告示第11号をもって招集しました南陽市農業委員会委員総会を開会します。

ただいま出席されている委員は16名であります。

なお、本日欠席する旨の届出があった委員は、13番大河原清委員の1名であります。

よって会議規則第7条の規定により、過半数の出席を得ており、会議が成立しますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議はお手元に配布しております、議事日程によって進めます。

議長（沼部会長）

それでは日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は会議規則第40条の規定により議長から指名いたします。

7番遠藤敬一委員、10番高橋隆委員の2名を指名いたします。

会議録署名委員 7番 遠藤 敬一 委員
 10番 高橋 隆 委員

議長（沼部会長）

次に日程第2「会期の決定」を議題といたします。会期は本日1日限りとすることに異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（沼部会長）

異議なしと認めます。よって、本委員会委員総会の会期は、本日1日限りと決しました。

議長（沼部会長）

次に日程第3「諸般の報告」につきましては別紙諸般の報告書によってご了承お願い申し上げます。

議長（沼部会長）

次に日程第4議第45号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。

提案理由について事務局長にいたさせます。

小関事務局長

ただ今上程されました議第45号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第3条の規定により本委員会に対し、使用貸借権設定3件の許可申請があったのでご提案するものであります。

農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（沼部会長）

ただ今事務局長より提案理由の説明がありましたが事務局長補佐の補足説明を求めます。

大坂事務局長補佐

1 番につきましては、■■■■と■■■■との間で使用貸借権を再設定するもので、▲▲字▲▲ 田 5,830 m² 畑 9,259 m² 合計 15,089 m²の 20 年契約です。

2 番につきましては、■■■■と■■■■との間で使用貸借権を設定するもので、▲▲字▲▲ 田 合計 515.91 m² の 20 年契約です。

3 番につきましては、■■■■と■■■■との間で使用貸借権を再設定するもので、▲▲字▲▲ 田 23,636.5 m² 畑 7,187 m² 合計 30,823.5 m² の 20 年契約です。

議長（沼部会長）

お諮りいたします。

これより議 4 5 号について審議にはいりますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

議長（沼部会長）

……………異議なしの声……………

異議なしと認めます。

それでは一括して審議いたします。

これより本案件について質疑意見を求めます。

議長（沼部会長）

……………なしの声……………

なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。

本案件について表決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の案件について申請通り許可することが妥当と認められる委員は挙手を願います。

議長（沼部会長）

……………全員挙手……………

許可することが全員と認めます。

よって、本案件については、申請どおり許可することに決しました。

議長（沼部会長）

次に日程第 5 議第 4 6 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

小関事務局長

ただ今上程されました議第 4 6 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は農地法第 5 条第 1 項の規定により本委員会に対し 5 件の許可申請がありましたので提案するものであります。

関係法令通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見の決定をくださるようお願い申し上げます。

議長（沼部会長）

ただ今事務局長より提案理由の説明がありましたが事務局長補佐の補足説明を求めます。

大坂事務局長補佐

1 番につきましては、■■■■が■■■■に▲▲字▲▲ 畑 69 m²を所有権移転し、雪捨て場として利用するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第2種農地と判断できますが、例外規定の既存敷地の拡張と判断でき転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

2 番につきましては、■■■■が、■■■■に▲▲字▲▲ 畑 合計 953.91 m²を所有権移転し、駐車場として利用するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第1種農地と判断できますが例外規定の既存敷地の拡張と判断でき転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

3 番につきましては、■■■■が、■■■■に▲字▲▲ 田 5,459 m² 畑 301 m² 合計 5,760 m²を所有権移転し、駐車場として利用するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第3種農地であり転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

4 番につきましては、■■■■が、■■■■に▲▲字▲▲ 畑 合計 6,07 m²を住宅の通路として利用するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

5 番につきましては、■■■■が、■■■■に▲▲字▲▲ 田 1,490 m² を所有権移転し、宅地分譲するため、申請があったものです。

当該地は、農地区分第3種農地と判断でき転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

議長（沼部会長）

ここで現地確認について11番錦郡昌之委員より報告願います。

11番
（錦郡昌之委員）

すべての案件について、申請どおりであったことをご報告申し上げます。

議長（沼部会長）

お諮りいたします。
これより審議にはいりますが一括して審議することにご異議ございませんか。

議長（沼部会長）

……………異議なしの声……………
異議なしと認めます。
それでは一括して審議いたします。
これより本案件について質疑意見を求めます。

議長（沼部会長）

……………なしの声……………
なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。ただ今の案件について申請通り許可相当の意見を付することが妥当と認められる委員は挙手を願います。

- ……………全員挙手……………
- 議長（沼部会長） 許可相当の意見を付することが全員と認めます。
よって本案件は申請通り許可相当の意見を付することに決しました。
- 議長（沼部会長） 次に日程第6議第47号「非農地証明願に対する可否について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。
- 小関事務局長 ただ今上程されました議第47号「非農地証明願に対する可否について」の提案理由を申し上げます。
本案は農地法第2条に該当しない旨の願出が本委員会に対し1件ありましたので提案するものであります。
事実確認のうえ証明の可否を決定くださるようお願い申し上げます。
- 議長（沼部会長） ただ今事務局長より提案理由の説明がありました、事務局長補佐の説明を求めます。
- 大坂事務局長補佐 1番につきましては、■■■■から願出があったもので、▲▲字▲▲田168㎡ 畑3,579㎡ 合計3,747㎡ が、昭和57年頃から山林化し、現在に至っているものです。
耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断できます。
- 議長（沼部会長） ここで現地確認について6番小野博委員より報告願います。
- 6番（小野博委員） 地元委員の私から現地調査の結果を報告いたします。
現地は申請どおりであったことをご報告いたします。
- 議長（沼部会長） これより本案件について質疑意見を求めます。
- ……………なしの声……………
- 議長（沼部会長） なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。
ただ今の案件について願出の通り証明することが妥当と認められる委員は挙手を願います。
- ……………全員挙手……………
- 議長（沼部会長） 全員と認めます。
よって本案件は願出の通り証明することに決しました。
- 議長（沼部会長） 次に日程第7議第48号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

小関事務局長

ただ今上程されました議第48号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は平成29年10月13日付け農第515号をもって、南陽市長から本委員会に対し農業経営基盤強化促進法第18条に基づいて3件の賃借権設定による、農用地利用集積計画を策定したいので当該計画について同上第1項の規定により本委員会において決定するよう求められておりますので、ご提案するものであります。

ご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（沼部会長）

ただ今事務局長より説明がありましたが、振興係長の補足説明を求めます。

嶋貫振興係長

総括表は、賃借権設定が3件で、計画面積が、20,747㎡となっております。

今回は、農地中間管理事業に伴う賃借権の設定でございます。

はじめに、大変お手数ではございますが、表中の公益財団法人やまがた農業支援センターの経営面積の数字を削除してくださるようお願いいたします。

1番につきましては、■■■■と、「公益財団法人 やまがた農業支援センター」との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 田 合計14,316㎡を 新規の10年契約で、12月20日支払、金納 となっております。

2番につきましては、■■■■と「公益財団法人 やまがた 農業支援センター」との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 田 合計4,418㎡を 新規の10年契約で、12月20日支払、金納 となっております。

3番につきましては、■■■■と「公益財団法人 やまがた 農業支援センター」との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 田 合計2,013㎡を 新規の10年契約で、12月20日支払、金納 となっております。

議長（沼部会長）

お諮りいたします。

これより審議にはいりますが一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（沼部会長）

異議なしと認めます。

それでは一括して審議いたします。

これより本案件について質疑意見を求めます。

……………なしの声……………

議長（沼部会長）

なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。

- 議長（沼部会長） 本案件について表決いたします。
お諮りいたします。
ただ今の案件について計画の通り決定することが妥当と認められる委員は挙手願います。
- ……………全員挙手……………
- 議長（沼部会長） 決定することが全員と認めます。
よって本案件については、計画の通り決定すべきものと決しました。
- 議長（沼部会長） 次に日程第8議第49号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。
- 小関事務局長 ただ今上程されました議第49号「南陽市農用地利用配分計画案に係る意見決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は平成29年10月16日付け農第518号をもって、南陽市長から本委員会に対し、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により作成された、農用地利用配分計画案について同法第19条第3項により意見を求められたので、別紙のとおり提案するものです。
ご審議のうえ、意見の決定をくださいますようお願い申し上げます。
- 議長（沼部会長） ただ今事務局長より説明がありましたが、嶋貫振興係長の補足説明を求めます。
- 嶋貫振興係長 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案につきまして、ご説明申し上げます。
区域名は全域、借受者は、■■■■外6名、貸付者は、■■■■外2名で、▲▲字▲▲ 田 合計 20,747㎡について、賃貸借契約するもので、契約期間は、平成29年12月27日から、平成39年10月31日までの10年、支払方法は、口座振替となっております。
- 議長（沼部会長） お諮りいたします。
この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限に関する委員が1名おりますので分割して審議したいと思います。
これにご異議ございませんか。
- ……………異議なしの声……………
- 議長（沼部会長） 異議なしと認めます。よって本案件は、分割して審議することに決しました。

議長（沼部会長） 始めに、議第49号 様式第10号の1農用地利用配分計画案 N069-1 から 69-3 番及び N069-7 から 69-10 番の案件について、審議いたします。

ここで、3番 高橋 善一 委員の退席を求めます。

…………… 3番高橋善一委員退席（ときに午後2時20分）……………

議長（沼部会長） これより本案件について質疑意見を求めます。

……………なしの声……………

議長（沼部会長） なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。

本案件について表決いたします。

お諮りいたします。ただ今の案件について妥当と認められる委員は挙手を願います。

……………全員挙手……………

議長（沼部会長） 妥当とすることが全員と認めます。

よって本案件は妥当である旨の意見を付することに決しました。

ここで、3番高橋善一委員の復席を求めます。

…………… 3番高橋善一委員復席（ときに午後2時21分）……………

議長（沼部会長） お諮りいたします。

これより議第49号 69-1 から 69-3 番及び 69-7 から 69-10 番を除く案件について、審議に入りますが、一括して審議することにご異議ありませんか。

……………異議なしの声……………

議長（沼部会長） 異議なしと認めます。

それでは、議第49号 69-1 から 69-3 番及び 69-7 から 69-10 番を除く案件について、一括して審議いたします。

本案件について、質疑、意見を求めます。

……………なしの声……………

議長（沼部会長） なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。

本案件について表決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の案件について妥当と認められる委員は挙手願います。

……………全員挙手……………

議長（沼部会長） 妥当とすることが全員と認めます。

よって本案件については、妥当である旨の意見を付することに決しました。

議長（沼部会長） 次の議案の説明のため、農林課へ連絡しますので、暫時休憩します。
(ときに午後2時22分)

- 議長（沼部会長） 総会を再開します。（ときに午後2時32分）
- 議長（沼部会長） 次に日程第9議第50号「南陽の農業の振興に関する計画（南陽27号振興計画）の策定に関する意見決定について」を上程いたします。提案理由の説明を事務局長にいたさせます。
- 小関事務局長 ただ今上程されました、議第50号「南陽の農業の振興に関する計画（南陽27号振興計画）の策定に関する意見決定について」の提案理由を申し上げます。
 本案は、平成29年10月13日付け農第510号で、南陽市長から本委員会に対し、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4第1項第27号の規定により、別紙計画の策定について意見を求められておりますので、ご提案するものであります。
 ご審議のうえ、意見の決定をくださいますようお願い申し上げます。
- 議長（沼部会長） ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農林課 小林係長の補足説明を求めます。
- 農林課 ……………補足説明する……………
 小林農政係長 ……………追加で補足説明する……………
 農林課 ……………追加で補足説明する……………
 堀之内主事 ……………追加で補足説明する……………
- 議長（沼部会長） これより本案件について質疑意見を求めます。
- 7番 地元委員から補足説明を願います。
 （遠藤敬一委員）
- 11番 農林課小林係長から事前に説明を受けていました。候補地1以外は申請人以外の農地で、同意を得ることが難しいようです。候補地5、6は土砂災害を考えると、安全な場所かと思いますが、耕作している土地なので地権者の同意が難しいことを考えると、今回の申請地は妥当な土地であると考えます。
 （錦郡昌之委員）
- 12番 牛を飼っている方だと思いますが、牛舎はなく自宅だけでしょうか。
 （島崎栄一委員） 今回の計画は、人命第一ということで、自宅を移転するものです。牛舎は残したままで、自宅と作業所を建築するものです。
 農林課堀之内主事
- 3番 27号計画は特別な手続きによる除外だと思いますが、今後作業場などの増やす際には、同じような手続きが必要になりますか。
 （高橋善一委員）
- 農林課堀之内主事 今回は2反田の内1反を除外転用するものです。農業施設については、27号計画によらずとも、軽微な変更で建設が可能です。

4番
(船山利美委員)

今住んでいらっしゃるところは危険な場所だと思いますので、もう少し簡単な手続きでできるように規制緩和できないものでしょうか。法律で決まっているのはわかりますが、中立委員としては、このような規制があって自宅を建てられなくて地区外にでていくこともあるので、規制緩和をできないものかと思います。農林課として見解はどうですか。

農林課小林係長

農振法を担当する部署として、農地を守るということで重要な役割を担っていると考えます。ご意見の件は、上司にもご報告申し上げます。今回の案件は、人命を守るために、やむを得ず除外するものですので、ご理解をお願いしたい。

4番
(船山利美委員)

今回の件は、土砂災害に対する対応であり、以前から話があった案件なので、もっと早く出して早く決着できるとよいと思います。

議長 (沼部会長)

申請案件については、できるだけ速やかに対応していただくようお願いしたいと思います。

議長 (沼部会長)

他に本案件について、質疑意見はありませんか。

議長 (沼部会長)

…………なしの声…………
なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。ただ今の案件について計画を策定することが妥当と認められる委員は挙手を願います。

議長 (沼部会長)

…………全員挙手…………
計画の策定を妥当することが全員と認めます。
よって、本案件は、計画を策定することが妥当である旨の意見を付することに決しました。

議長 (沼部会長)

以上をもちまして、本日提案されました議題はすべて終了いたしました。よって、平成29年10月18日付け南農委告示第11号をもって招集しました南陽市農業委員会委員総会を閉会いたします。
(閉会：ときに午後2時48分)